

毎週火、金曜日発行（但休日  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）（翌日）

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 保安林の指定解除  
教育職員の免許状の授与  
基本測量を実施する旨の通知
- ◇公告 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施  
農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員  
資格試験の実施

## 告示

### 鳥取県告示第四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和三十九年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字奥沢見字水尻一、〇〇三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

子供遊園地敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第四百二十二号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第五十条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和三十九年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番 号 氏 名 本籍地  
 高等学校助教諭 昭三九高助 松尾 孝子 鳥取県  
 免許状 第一三号  
 " " 第一四号 安達 邦利  
 " " 第一五号 戸田由喜江  
 " " " "

鳥取県告示第四百二十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 基本測量（地形図補測調査）
- 二 作業期間 昭和三十九年七月二十日から昭和三十九年九月三十日まで
- 三 作業地域 米子市、境港市、西伯町、会見町、大山町、岸本町、淀江町、伯仙町、日吉津村、

名和町、溝口町、日野町、日南町及び江府町

鳥取県告示第四百二十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬、流行性脳炎予防注射、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び豚の所有者に対して検査、注射、投薬及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十九年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ピロプラズマ病及び流行性脳炎予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病検査及びブルセラ病検査

牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの、分娩前一月以内のもの分娩後十日以内のものを除く。

肝てつ検査 肝てつ駆除のための投薬、ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分娩前後一月以内のものを除く。

流行性脳炎予防注射

繁殖用牝豚

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射、投薬及び駆除の方法

- 結核病検査……ツベルクリン皮内反応
- ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応び試験管凝集法
- 肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査
- 肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与
- ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査

だに駆除……BHC散布

流行性脳炎予防注射……流行性脳炎予防液皮下注射

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

一 実施の期日	二 実施の区域	三 実施場所
七月二十日	溝口町	上代下代検診場
" 二十一日	"	畑池間地
" 二十二日	"	福居二部
" 二十七日	"	三部

実施期日 実施区域 実施場所

七月 十三日	青谷町	楠根検査場
" 十四日	"	澄水
" 十五日	"	紙屋
" 十六日	"	山田
" 十七日	"	亀尻
" 十八日	"	絹見
" 二十日	鹿野町	河内
" 二十一日	"	矢原

七月 十三日	名和町	新高田検診場	美野留	十八日	一ノ谷
七月 十四日	大山町	明間	中牧	十九日	下牧
七月 十五日	中山町	高橋	萩原	二十日	美野留
七月 十七日	大山町	中牧	美野留	二十一日	一ノ谷
七月 二十三日	三朝町	三朝	三朝	二十二日	下牧
七月 二十四日	泊村	泊	泊	二十三日	大牧
七月 二十五日	東郷町	舍人	舍人	二十四日	香取
七月 二十七日	倉吉市	上小鴨	上小鴨	二十五日	豚舎巡回
七月 二十八日	倉吉市	西郷	西郷	二十六日	旧奈和検診場
七月 二十九日	倉吉市	上北条	上北条	二十七日	陳椿
七月 三十日	倉吉市	小鴨	小鴨	二十八日	上大山
七月 三十一日	倉吉市	小鴨	小鴨	二十九日	楽仙
七月 三十一日	倉吉市	小鴨	小鴨	三十日	所子家畜保健衛生所

七月 二十二日	西伯町	東長田検診場	栗尾	十八日	大河原検診場
七月 二十三日	西伯町	東長田検診場	御机	十九日	日の詰
七月 二十四日	岸本町	久古	下蚊屋放牧場	二十日	板井原
七月 二十五日	岸本町	久古	下蚊屋放牧場	二十一日	板井原
七月 二十六日	岸本町	久古	下蚊屋放牧場	二十二日	板井原
七月 二十七日	岸本町	久古	下蚊屋放牧場	二十三日	板井原
七月 二十八日	岸本町	久古	下蚊屋放牧場	二十四日	板井原
七月 二十九日	岸本町	久古	下蚊屋放牧場	二十五日	板井原
七月 三十日	岸本町	久古	下蚊屋放牧場	二十六日	板井原
七月 三十一日	岸本町	久古	下蚊屋放牧場	二十七日	板井原
七月 三十一日	岸本町	久古	下蚊屋放牧場	二十八日	板井原
七月 三十一日	岸本町	久古	下蚊屋放牧場	二十九日	板井原
七月 三十一日	岸本町	久古	下蚊屋放牧場	三十日	板井原
七月 三十一日	岸本町	久古	下蚊屋放牧場	三十一日	板井原

"	二十一日	"	大山地区	畑、佐摩"
"	二十二日	"	"	平、坊領"
"	二十四日	"	"	畑、佐摩"
"	二十五日	"	平、坊領"	"
"	"	淀江町宇田川地区	本宮、"	"
"	二十七日	"	稻吉、富繁"	"
"	二十八日	"	本宮、"	"
"	二十九日	大山町大山地区	赤松、"	"
"	三十日	淀江町宇田川地区	稻吉、富繁"	"
"	八月	大山町大山地区	赤松、"	"
"	七日	淀江町淀江地区	淀江、上淀"	"
"	十日	"	"、"	"
"	十七日	"	大和地区	佐陀、大和"
"	十八日	大山町高麗地区	高麗、長田"	"
"	二十日	淀江町大和地区	佐陀、大和"	"
"	二十一日	大山町高麗地区	高麗、長田"	"

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第59号)第2条の規定に基づき農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次の要領により実施する。

昭和39年7月7日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和39年度農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験実施要領

- 1 試験期日  
昭和39年9月5日から9月7日まで  
毎日午前9時から午後4時30分まで
- 2 試験場所  
鳥取市古成 鳥取県農業試験場
- 3 受験出願書類受付期限  
昭和39年7月30日まで(7月30日の消印あるものは、有効とする。)
- 4 受験出願書類提出先  
鳥取市東町1丁目 鳥取県農林部農政企画課

(封筒に「受験願書在中」と朱書すること。)

5 試験方法

試験は、口述試験及び筆記試験とし、口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について、筆記試験は、8(受験資格)の(1)又は(5)に該当する者にあつては、改良普及員として必要な教養並びに農業についての専門的技術及び知識に関する事項のうち、8(受験資格)の(2)から(4)に該当する者にあつては、改良普及員として必要な教養並びに農業についての一般的技術及び知識に関する事項のうち、それぞれ次の表の左欄に掲げる区分にしたがい、同表の中欄に掲げる必須項目及び同欄に対応する同表の右欄に掲げる選択項目について行なう。

区	分	必須項目	選択項目
8(受験資格)の(1)又は(5)に該当する者	農業改良普及員資格試験	教育方法	作物芸
(選択項目は1項目)		農業	植物病理昆虫

種養生家畜飼育衛生材料学造利良城	農業経営(農業を含む)		被食住家児
	農業	衛生	
槽	家畜衛生	家畜衛生	家畜衛生
畜	畜産	畜産	畜産
飼	飼料	飼料	飼料
育	肥料	肥料	肥料
衛	衛生	衛生	衛生
及	肥料	肥料	肥料
水	水利	水利	水利
改	水利	水利	水利
機	農業	農業	農業
地	農業	農業	農業
業	農業	農業	農業
士	農業	農業	農業
農	農業	農業	農業
業	農業	農業	農業
教	教育	教育	教育
育	教育	教育	教育
方	教育	教育	教育
法	教育	教育	教育
一般	教育	教育	教育
生活改良普及員資格試験	生活改良普及員資格試験	生活改良普及員資格試験	生活改良普及員資格試験
被食住家児	被食住家児	被食住家児	被食住家児

家庭物理化学係生	作物園畜士病家飼地改良	方法 農業物理又は生物、化学のうち1項目	農業改良普及員資格試験	8 (受験資格)の(2)から(4)に該当する者 (選択項目) (2,4項目)
----------	-------------	-------------------------	-------------	--

居住児童	家庭物理化学係生	家庭物理化学係生
------	----------	----------

- 6 出願書類
- (1) 受験願書 (別記様式第1号)
  - (2) 履歴書 (別記様式第2号)
  - (3) 写真 (最近6月以内に撮影した正面、上半身、無帽の名判判で無台紙のもの、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)
  - (4) 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は検定合格証明書 (修得単位又は修得単位数見込数を証明する学校長の証明書を添付すること。)
  - (5) 受験有資格者であることを証明する書類 (別記様式第3号)

- (6) 身体検査書 (保健所の長又は官公立病院の長の証明を受けたものでなければならぬ。)
- 7 受験手数料
  - (1) 受験願書に5000円の鳥取県収入証紙を貼付すること (証紙に消印をしないこと)。ただし、県外の受験希望者は、現金を現金書留で送付してもよい。
  - (2) 既に納めた手数料は還付しない。
- 8 受験資格
  - (1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学 (同法第109条に規定する大学を除く。) において農業 (生活改良普及員資格試験にあつては家政。以下同じ。) に関する正規の課程を修めて卒業した者若しくは当該課程を修める者のうち試験実施期日から起算して一年以内に卒業見込みの者又は旧大学令 (大正7年勅令第388号) による大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者
  - (2) 学校教育法第109条に規定する大学、都道府県立農業講習所、財団法人農民教育協会種痘学園若し

くは学校法人自由学園最高学部第2部において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、園芸試験場及び茶業試験場農業技術研修規程 (昭和36年農林省告示第1360号) による研修課程を修了した者若しくはこれらの課程を修める者のうち試験実施期日から起算して1年以内に卒業若しくは修了する見込みの者、旧専門学校令 (明治36年勅令第61号) による専門学校、旧師範教育令 (昭和18年勅令第109号) による女子高等師範学校若しくは青年師範学校、旧財団法人農民教育協会高等農事講習所、旧全国農業会高等農事講習所若しくは旧学校法人自由学園高等科において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、旧実業専門学校卒業程度検定規定 (昭和16年文部省令第54号) 若しくは専門学校卒業程度検定規程 (昭和18年文部省令第46号) により農業に関する学科目の検定に合格した者、旧実業学校教員ニ関スル規程 (大正11年文部省令第4号) 若しくは旧中学校高等女学校教員検定規程

(明治41年文部省令第32号)により農業に関する学科目の検定に合格した者又は農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程(昭和34年農林省告示第416号)による研修課程を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学若しくは入所資格とする教育機関(1)及び(2)に規定するものを除く。)において、農業に関する課程を修めて卒業した者で、当該試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と次のア若しくはイの職務に従事した期間又はそれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における農業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体に

おける農業に関する技術についての普及指導

(4) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校、旧実業学校令(明治32年勅令第29号)による実業学校、旧師範教育令による師範学校、師範教育令改正の件(昭和18年勅令第109号)施行以前の師範教育令(明治30年勅令第346号)による師範学校、旧高等女学校令(明治32年勅令第311号)による高等女学校、旧中学校令(明治32年勅令第28号)による中学校若しくは旧学校法人自由学園普通科を卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)、旧専門学校入学者検定規程(大正13年文部省令第22号)若しくは旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定に合格した者で卒業又は検定合格後当該試験の実施期日までに(3)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

(5) 学校教育法による大学(同法第109条に規定す

る大学を除く。)を卒業した者又は試験実施期日から起算して1年以内に卒業見込の者で、次の表の左欄に掲げるすべての専門科目につき、それぞれ同表右欄に掲げる単位数以上の単位数を修得したも又は当該単位を修得する見込のあるものは(1)の家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又は卒業する見込のある者とみなす。

専 門 科 目	単位数
1 家政学原論	2
2 被服学、衣料学	4
3 食品学、栄養学	6
4 住居学	4
5 家庭管理学、家庭経済学、家族関係	4
6 育児学、家庭看護学、衛生学	2
7 調理実習、食品加工	6
8 被服実習	4

備考 左欄1から8までは、専門科目群とし、1専門科目群のうちから専門科目1又は2以上にわたって右欄の単位数以上の単位を修得するものとする。

(6) その他

ア 日本国以外の地域において、旧日本帝国法令による学校を卒業した者は、日本国におけるこれと同等の学校を卒業した者とみなす。

イ 外国にある学校を卒業した者(6)のアの学校を除く。)は、当該学校の修業年限及び課程に応じて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

ウ 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業に関する技術についての試験研究、教育又は普及指導に従事した者は、知事がこれと相当すると認めた日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職期間と同一期間試験研究、教育又は普及指導に従事した者とみなす。

9 合格者の発表

試験実施後1月以内に試験合格者の氏名を県公報により公表するとともに合格者に通知し合格証書を交付す

00996

記

ふりがな	年月日生	性別
本籍		
現住所		
必須項目		
選択項目		

別記様式第2号 (日本工業規格B5)

履 歴 書

ふりがな	年月日生	性別
本籍		
現住所		
学歴		
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日

- る。
- 10 その他
- (1) 試験に関し不正行為があった場合は試験を停止し、又はその合格を無効とする。
- (2) 試験に関する詳細は、鳥取県農林部農政企画課に照会すること。(郵便で照会する場合は、返信用切手を同封すること。)

別記様式第1号 (日本工業規格B5)

受 験 願 書

5000円の鳥取県収入証紙を貼付し(消印したもの)

農業(生活)改良普及員資格試験を受けたいので関係書類を添えて出願します。

年 月 日  
氏名

㊦

鳥取県知事 石破二期 殿

00997

職 歴	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
賞 罰		
上記のとおり相違ありません。		
	年 月 日	氏名
		㊦

別記様式第3号 (日本工業規格B5)

受 験 資 格 証 明 書

職名  
氏名

年 月 日生

- 1 普及指導に従事した期間及び勤務場所
- 2 試験研究に従事した期間及び勤務場所

3 教育に従事した期間及び勤務場所

上記に相違ないことを証明する。

所属長 職名  
氏名

㊦